

平成 18 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 小 林 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 水 垣 浩
(コード番号：8077 大証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 川 原 俊 明
(T E L : 06 - 6535 - 3690)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 4,000,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 23 日（木）から平成 18 年 2 月 27 日（月）までのいずれかの日（以下「発行価格決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほインベスターズ証券株式会社及び野村證券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に、全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、一般募集における発行価格（募集価格）と、引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 18 年 2 月 28 日（火）から平成 18 年 3 月 2 日（木）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 18 年 2 月 24 日（金）から平成 18 年 2 月 28 日（火）までとなる。
- (7) 払込期日 平成 18 年 3 月 3 日（火）から平成 18 年 3 月 7 日（火）までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って最も繰り上がった場合は、平成 18 年 3 月 3 日（火）となる。
- (8) 配当起算日 平成 17 年 11 月 1 日（火）
- (9) 申込株数単位 1,000 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項は、取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 2,000,000 株
- (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 岡部株式会社 2,000,000 株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 2 月 23 日（木）から平成 18 年 2 月 27 日（月）までのいずれかの日（以下「売出価格決定日」という。）における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 みずほインベスターズ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に、全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における発行価額と同一とする。）との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本件売出しに必要な一切の事項の決定は、取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出している。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し） <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 600,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」における需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 みずほインベスターズ証券株式会社 600,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しの売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、みずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から 600,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本件売出しに必要な一切の事項の決定は、取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による有価証券通知書を提出している。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本売出しも中止とする。

4. 第三者割当による新株式発行 <後記【ご参考】1.を参照のこと。>

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 600,000株
- (2) 発行価額 未定(平成18年2月23日(木)から平成18年2月27日(月)までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割当先及び株式数 みずほインベスターズ証券株式会社 600,000株
- (5) 申込期間(申込期日) 平成18年3月23日(木)
- (6) 払込期日 平成18年3月23日(木)
- (7) 配当起算日 平成17年11月1日(火)
- (8) 申込株数単位 1,000株
- (9) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止とする。

以上

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、これらとは別に、その需要状況を勘案した上で、当該一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社であるみずほインベスターズ証券株式会社が当社株主から600,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、600,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、みずほインベスターズ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年2月14日（火）開催の取締役会において、みずほインベスターズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式600,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成18年3月23日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から、平成18年3月20日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほインベスターズ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほインベスターズ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほインベスターズ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、みずほインベスターズ証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株数については発行価格決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほインベスターズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。従って、みずほインベスターズ証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込を行わないために、失権により第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

・ 現在の発行済株式総数	24,007,448株	（平成18年1月31日現在）
・ 公募増資による増加株式数	4,000,000株	
・ 公募増資後の発行済株式総数	28,007,448株	
・ 第三者割当増資による増加株式数	600,000株	（注）
・ 第三者割当増資後の発行済株式総数	28,607,448株	（注）

（注） 上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、みずほインベスターズ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の用途

(1) 今回調達資金の用途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 2,135,700 千円のうち、設備資金に 1,000,000 千円、その他残額については、財務体質の強化を図るため借入金の返済資金に充当する予定であります。

設備投資につきましては、北関東支店の移転に伴う土地・建物の購入等に充当する予定ですが、支店の移転先等計画の詳細が確定するまでの間は、事業機会を捉えた設備投資の機動的な実施に備える資金として、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

なお、設備計画の内容については、平成 18 年 2 月 14 日現在、以下のとおりとなっております。

事業所名	事業部門	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額	既支払額				
北関東支店	鋳螺	土地	450		増資資金	平成20年5月	平成21年5月	業務の合理化
		建物	250					
関東商品センター	鋳螺	建物改修	300		増資資金	平成20年5月	平成21年5月	業務の合理化
合計			1,000					

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 今回の公募増資に伴う調達資金の一部を充当する予定であります。

3 北関東支店の土地・建物については、平成20年8月までの賃借期間であり、賃貸借契約が満了する時期に合わせて移転を行う予定ですが、移転先については現時点では確定しておりません。また、関東商品センターは北関東支店の移転に合わせて、取扱商品のアイテム数の拡充に対応する物流体制の構築をするための改修であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

本設備投資を行うことにより、関東圏での事業体制を整えることに加え、有利子負債の削減に取り組むことにより、財務体質の強化を図り、収益拡大に繋がるものと見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当企業集団は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、収益に応じた適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、安定的な配当を継続することを基本と考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっては、上記の基本方針を踏まえ、各期の業績や経営環境および今後の見通しを総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、将来の資金需要に備えるとともに、効率の良い物流体制の整備、ならびに情報化、グローバル化戦略活用し、さらなる企業競争力と弾力性の強化に取り組んでまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年10月期	平成16年10月期	平成17年10月期
1株当たり当期純利益	5.30円	6.89円	18.45円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	5.00円 (3.00円)	5.00円 (2.50円)	6.00円 (3.00円)
実質配当性向	94.3%	72.6%	32.5%
株主資本利益率	2.9%	4.1%	7.5%
株主資本配当率	2.8%	2.5%	2.3%

(注) 1. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年10月期	平成16年10月期	平成17年10月期	平成18年10月期
始 値	138円	245円	262円	509円
高 値	308円	320円	564円	546円
安 値	120円	213円	253円	441円
終 値	251円	271円	509円	456円
株価収益率	47.4倍	39.3倍	27.5倍	

(注) 1. 平成18年10月期の株価については、平成18年2月13日現在で表示しております。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以上